

議案第14号

みよし市手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、戸籍法の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市手数料条例の一部を改正する条例

みよし市手数料条例（昭和39年三好町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書の交付」に、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面又は除籍」を「除籍証明書の交付又は除かれた戸籍」に、

「

届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	1件	350円	〃	
		ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合		
		1,400円		
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	書類 1件	350円	〃	

を

「

戸籍電子証明書提供用識別符 号の発行	1件	400円	〃	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第1
-----------------------	----	------	---	-----------------------------------

<p>除籍電子証明書提供用識別符 号の発行</p>	<p>1 件</p>	<p>7 0 0 円</p>	<p>”</p> <p>5 1 号) に規定する 電子情報処理組織 を使用する方法に より戸籍電子証明 書提供用識別符号 の発行を行う場合 (当該発行に係る 戸籍電子証明書の 請求が同法に規定 する電子情報処理 組織を使用する方 法により行われた 場合に限る。) 及び 戸籍電子証明書提 供用識別符号の発 行に係る戸籍電子 証明書の請求を行 う者が同時に当該 戸籍電子証明書が 証明する事項と同 一の事項を証明す る戸籍の謄本若し くは抄本又は戸籍 証明書の請求を行 う場合にあつては、 手数料を徴しない。 情報通信技術を活 用した行政の推進 等に関する法律に</p>
-------------------------------	------------	----------------	--

<p>戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書</p>	<p>1通</p>	<p>350円</p> <p>ただし、婚姻、離婚、養子縁</p>	<p>規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合にあつては、手数料を徴しない。</p>
--	-----------	----------------------------------	--

に

<p>の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付</p>		<p>組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合 1, 400 円</p>		
<p>戸籍法の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>1 件</p>	<p>350 円</p>	<p>〃</p>	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市手数料条例の一部改正新旧対照表

改正案					現行				
(種類、金額及び徴収の時期)									
第3条 手数料の種類、額及び徴収の時期は、それぞれ別表第1から別表第7までのとおりとする。									
別表第1 (第3条関係) 証明、閲覧等に関する手数料					別表第1 (第3条関係) 証明、閲覧等に関する手数料				
種類	単位	手数料の額	徴収の時期	備考	種類	単位	手数料の額	徴収の時期	備考
住民票の写しの交付から住民基本台帳の一部の写しの閲覧まで			略		同左				
<u>戸籍証明書の交付又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付</u>	1通	450円	申請のとき		<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付</u>	1通	450円	申請のとき	
<u>除籍証明書の交付又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付</u>	1通	750円	〃		<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面又は除籍の謄本若しくは抄本の交付</u>	1通	750円	〃	
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付			略		同左				
<u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行</u>	1件	400円	〃	<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に規定する電子情報処理組織を使用する方法により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合にあつては、手数料を徴しない。</u>					
<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行</u>	1件	700円	〃	<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号</u>					

みよし市手数料条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行					
<p>戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付</p> <p>戸籍法の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p> <p>土地建物に関する証明以下 略</p>	<p>1通</p> <p>1件</p>	<p>350円</p> <p>ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合 1,400円</p> <p>350円</p>	<p>//</p> <p>//</p>	<p>の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合にあつては、手数料を徴しない。</p>	<p>届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付</p> <p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧</p> <p>同左</p>	<p>1件</p> <p>書類1件</p>	<p>350円</p> <p>ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合 1,400円</p> <p>350円</p>	<p>//</p> <p>//</p>	